

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課		担当者	吉永 義郎				
事業費名称	給食センター管理費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和3年度 予算額	4,534千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	4,534千円	千円				
令和2年度 予算額	4,266千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	4,266千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	学校給食費収納率の向上		学校給食費の収納率100%		令和8年度			
成果指標②	給食内容の充実		地場産物購入率25%以上		令和8年度			
補助対象者	薩摩川内市学校給食連合会							
補助対象経費	職員給料、共済費、労災保険、旅費、通信費等事務経費							
補助対象事業・活動の内容	学校給食費収納事務、各学校給食会との連絡調整事務、食材調達事務							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
上記項目の積算方法	職員給料、共済費、労災保険、旅費、通信費等事務経費							
補助を受ける3ヶ年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	94,130	2.3%	92,000	2.2%	89,370	2.0%
		会費収入	94,130	2.3%	92,000	2.2%	89,370	2.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	3,889,000	95.4%	3,889,000	93.9%	4,266,000	94.3%
		雑入（預金利子等）	11	0.0%	11	0.0%	11	0.0%
		（前年度繰越金）	94,552	2.3%	160,665	3.9%	170,784	3.8%
	計	4,077,693	100.0%	4,141,676	100.0%	4,526,165	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	3,685,834	90.4%	3,691,620	89.1%	4,072,635	90.0%
		その他事務費	231,194	5.7%	279,272	6.7%	248,873	5.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	160,665	3.9%	170,784	4.1%	204,657	4.5%
計	4,077,693	100.0%	4,141,676	100.0%	4,526,165	100.0%		
支出計/前年度支出計				101.6%		109.3%		
自己資金/前年度自己資金				97.7%		97.1%		
翌年度繰越金/市補助金		4.1%		4.4%		4.8%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		97.76%		97.38%		96.94%		
成果指標の推移②		24.00%		24.3%		24.3%		
特記すべき事項等	【前回評価】 給食費の徴収率向上に努められたい。 徴収率の向上を含め、学校給食会連合会の年間活動を把握し、その効果を測定されたい。							
	【前回評価への回答】 徴収対策として、各給食会で催告、児童手当からの特別徴収依頼など実施している。							
	【事業のPR方法】							
	【費用対効果】 学校、PTAの滞納者対応の軽減が図られている。							
	【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	安心・安全な学校給食運営に向けて、食材の調達を行うほか、健全な運営を図るため給食費の滞納者対応を行い公益性は高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	生活困難等の理由により給食費納付が困難な方には、分割納付の対応など事例に応じた相談を実施している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	学校給食の健全な運営を図るため、学校、PTAと連携し、未納対策を実施し効果が得られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	学校給食会計は公会計でなく、私会計のため、学校長やPTAを中心に徴収を実施しているが、事務負担が大きいため、連合会で職員を採用し対応している。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	収益事業ではないため、補助金の交付が適当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費が人件費、事務経費であり、明確な根拠を基に支出している。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 学校給食の充実と健全な運営を図るためにも必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 学校、PTAと連携を強化し、収納対策の向上を図る。		≪まとめ≫

薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる学校給食会連合会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 学校給食会連合会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市学校給食会連合会が計画する学校給食の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 学校給食会連合会運営補助金の額は、次条に定める経費について、予算に定めた額とする。

(補助対象経費)

第4条 学校給食会連合会運営補助金は、次に定める経費について交付する。

- (1) 職員の給料及び共済負担金
- (2) 職員の労災保険及び傷害保険掛金
- (3) 職員の健康診断料
- (4) 理事及び職員の旅費
- (5) 通信運搬等事務経費
- (6) 連合会が管理する車両に掛かる経費

(交付の申請)

第5条 学校給食会連合会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月1日とする。

(交付の基準)

第6条 学校給食会連合会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請書に学校給食会連合会運営補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 学校給食会連合会運営補助金の実績報告に係る規則第15条3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 学校給食会連合会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、給食内容の充実の状況等により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 学校給食会連合会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めることとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(見直し期間)

2 学校給食会連合会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成30年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成31年度において所要の措置を講ずるものとする。